

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
42	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

北九州市長

公表日

令和7年6月13日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務
②事務の内容	＜予防接種台帳システム＞ ・予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ＜中間サーバ＞ 予防接種に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバに格納する。中間サーバは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバを介して情報取得を行う。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	予防接種台帳システム
②システムの機能	1 予防接種の履歴管理 予防接種情報の入力・管理・保存 2 証明書等の発行 予防接種記録、予防接種済証、予防接種依頼書の発行 3 予防接種の接種勧奨 接種対象者への予診票等送付と未接種者への接種勧奨 4 集計・統計
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1 統一識別番号付番機能 統一識別番号が未登録の個人について、新規に統一識別番号を付番する。 2 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報等を統一識別番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 3 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、統一識別番号に紐付く宛名情報等を通知する。 4 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は統一識別番号に紐付く宛名情報等を通知する。 5 権限管理機能 団体内統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (中間サーバー)

システム4	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	1. 宛名情報等管理機能 住民登録者及び住民登録外者の住所・氏名・送付先等の宛名情報を管理し、後期高齢者医療システムをはじめとする既存業務システムへ提供する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム （ 既存業務システム ）
システム5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条1項別表14の項、126の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25,153の項、第27条、第155条 <情報提供> 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25,26,153,154の項、第27条、第28条、第155条、第156条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局健康医療部健康危機管理課
②所属長の役職名	健康危機管理課長
7. 他の評価実施機関	
—	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法に基づく市の予防接種事業の対象となる者		
	その必要性	予防接種情報を適正に管理し、予防接種事業を適切に実施する必要があるため。	
④記録される項目	[50項目以上100項目未満]	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
		その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号): 予防接種を受けた対象者を正確に特定するために保有 ・連絡先等情報: 未接種者への接種勧奨等のために保有
		全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年4月1日		
⑥事務担当部署	保健福祉局健康医療部健康危機管理課		

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☒ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☒ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☒ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☒ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		予防接種の実施にあたり、本人の資格確認(住所、年齢等)をし、接種記録の保管・管理を行い、未接種者に対する接種勧奨を実施する。
④使用の主体	使用部署	保健福祉局健康医療部健康危機管理課
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・対象者の資格(住所、年齢)確認 医療機関からの接種記録について、住民基本台帳システムをもとに対象者であることを確認する。 ・接種記録の保管・管理 予防接種台帳システムに医療機関からの情報を登録し、保管・管理を行う。
	情報の突合	住民基本台帳情報と接種データを突合させて、接種を受けた者を特定する。
⑥使用開始日		平成28年4月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件
委託事項1		システム基盤(オペレーション業務等)
①委託内容		システム基盤(オペレーション業務等)
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日立・NTTデータ企業連合
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件に、許諾している。 <委託先> ・再委託対象業務、再委託の理由、再委託先名称、再委託期間等を含む再委託の承認依頼 <再委託先> ・情報資産の保護体制等の報告 ・従事者一覧 ・代表者を含む情報資産に関する誓約書
	⑥再委託事項	オペレーション業務
委託事項2～5		
委託事項2		予防接種台帳システム運用保守業務
①委託内容		予防接種台帳システム運用保守業務
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日本コンピューター株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		宛名管理システム運用保守業務
①委託内容		宛名管理システムの運用及び保守業務
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社RKKCS
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項4		団体内宛名統合システム運用保守業務
①委託内容		団体内宛名統合システムの運用及び保守業務

②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社北九州支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件に、許諾している。 <委託先> ・再委託対象業務、再委託の理由、再委託先名称、再委託期間等を含む再委託の承認依頼 <再委託先> ・情報資産の保護体制等の報告 ・従事者一覧 ・代表者を含む情報資産に関する誓約書	
	⑥再委託事項	運用・保守作業の一部	
委託事項5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (2) 件 [☐] 移転を行っている () 件 [☐] 行っていない
提供先1	都道府県知事または市町村長
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25,26,153,154の項、第27条、第28条、第155条、第156条
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種履歴
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	定期予防接種の接種履歴がある他市町村への転出者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事または市町村長
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25,26,153,154の項、第27条、第28条、第155条、第156条
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種履歴
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の接種履歴がある他市町村への転出者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	他市町村へ転出し、他市町村から照会のあった都度
提供先3	
提供先4	
提供先5	
提供先6～10	
提供先11～15	

提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜北九州市における措置＞ セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室内のシステム基盤上に保管している。また、該当システム基盤のサーバログインは、ID/パスワード(又は生体認証)による認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<住民記録情報(宛名基本)>

整理番号(識別番号)、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別、町丁目(現住所市町村コード)、番地、枝、子枝、住所、方書、世帯番号、郵便番号、続柄区分、取消、住登外フラグ、外国人フラグ、外国人本名カナ、外国人本名漢字、住民となった日、住民でなくなった日、異動、異動年月日、住民異動、住民異動年月日、転入前住所、転入前方書、転出後住所、転出後方書

<予防接種情報>

事業番号、期・回数区分、予防枝番、年度、事業予定連番、受診日、会場その他、受診種別、登録日、接種医療機関番号、接種医療機関その他、接種区分、Lot番号、接種量、印刷区分、印刷日、ワクチンメーカー名コード、予診理由、備考、登録区

<個人番号情報>

個人番号、個人番号の枝番

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	申請情報・予防接種実施情報は担当部署の職員による受付をし、限定した部署で直接入手することとして、目的外の入手を防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<予防接種台帳システムにおける措置> 予防接種の業務担当以外閲覧等の権限を付与していない。 <宛名システムにおける措置> 宛名システム等で管理する特定個人情報は、利用する業務システム毎にアクセス制御を行う。 <事務で使用するその他システムにおける措置> 庁内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われ ないようになっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・対象業務システムを利用する端末は、該当職員個人のICカード及びパスワードによる認証を行っている。 ・対象業務システムを利用する職員を特定し、職員ごとに利用可能な機能を制御（アクセス制御）している。 ・認証に使用するパスワードは、定期的に変更する運用を行っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
ファイルが不正に複製できないようにするため、特定個人情報を扱う端末は、許可されたUSBメモリ等の外部記憶媒体以外は、接続できない。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
リスク：委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容		- データの秘密保持に関する事項 - 再委託の禁止又は制限に関する事項 - 情報資産の指示された目的以外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項 - データの複写及び複製の禁止に関する事項 - 事故発生時における報告義務に関する事項 - 情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 - データの授受及び搬送に関する事項 - 委託を受けた事業者等（指定管理の場合は指定管理者。）におけるデータの保管及び廃棄に関する事項 - 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する事項 - 特定個人情報を取り扱う従事者の明確化に関する事項 - 従事者に対する監督及び教育に関する事項 - 契約内容の遵守状況の報告に関する事項 - その他データの保護に関し必要な事項 - 前記各事項の定めに違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法		業務委託等契約と同様に、再委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から誓約書を徴収している。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第8号の別表14の項に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<予防接種台帳システムにおける措置> 庁内連携システムにより特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<北九州市における措置> 本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			
7. 特定個人情報の保管・消去			

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	

その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<北九州市における措置> ・セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室内のシステム基盤上に保管している。また、該当システム基盤のサーバログインは、ID/パスワード(又は生体認証)による認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。 ・紙ベースの申請書等については、施錠可能なキャビネット等所定の場所に保管し、不要なものについては、シュレッダーにて裁断及び機密文章の消去専門業者による溶解を行っている。 ・申告書等については、文書管理規程に基づく保管及び廃棄を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 選択肢 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<北九州市における措置> 初任者及び業務担当者を対象とした研修を年に1回実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ② 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館
②請求方法	個人情報の保護に関する法律77条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市保健福祉局健康医療部健康危機管理課 電話093-582-2090
②対応方法	問合せの受付時及びその対応について、記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年6月13日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月15日	I－2システム1③他システム 個人番号の利用	庁内連携システム、既存住民基本台帳システム	庁内連携システム、宛名システム等	事後	特定個人情報の漏えい等のリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため重要な変更には該当しない
令和3年9月15日	I－2システム4	(記載なし)	「宛名管理システム」追加	事後	特定個人情報の漏えい等のリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため重要な変更には該当しない
令和3年9月15日	I－4個人番号の利用	番号法第9条第1項別表第一第10の項、第93条の2の項	番号法第9条第1項別表第一第10の項、第93の2の項	事後	
令和3年9月15日	I－5②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月15日	II－4委託事項3	(記載なし)	「宛名管理システム運用保守業務」追加	事後	特定個人情報の漏えい等のリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため重要な変更には該当しない
令和3年9月15日	II－4委託事項4	(記載なし)	「団体内宛名統合システム運用保守業務」追加	事後	特定個人情報の漏えい等のリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため重要な変更には該当しない
令和3年9月15日	II－5提供先1①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月15日	II－5提供先2①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月15日	III－6リスク1 リスクに対する措置の内容	番号法第19条第14号	番号法第19条第17号	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月15日	IV－2①連絡先	電話093－582－2430	電話093－582－2090	事後	
令和3年9月15日	V－1①実施日	2021/3/8	2021/9/15	事後	
令和7年6月13日	I－1①事務の名称	予防接種に関する事務	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務	事後	軽微な修正
令和7年6月13日	I－1②事務の内容	・予防接種法(昭和二十三年六月三十日法律第六十八号) 別表第二	・予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号) 削除	事後	軽微な修正 法改正に伴う修正
令和7年6月13日	I－4個人番号の利用	番号法第9条第1項別表第一第10の項、第93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	番号法第9条1項別表14の項、126の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事後	法改正に伴う修正
令和7年6月13日	I－5②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第8号 別表第二 第16の2、17、18、19、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 <情報提供> 番号法第19条第8号 別表第二 第16条の2、第115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第59条の2	<情報照会> 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、153の項、第27条、第155条 <情報提供> 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26、153、154の項、第27条、第28条、第155条、第156条	事後	法改正に伴う修正
令和7年6月13日	I－6①部署	新型コロナウイルス感染症医療政策部感染症医療政策課	健康医療部健康危機管理課	事後	
令和7年6月13日	I－6②所属長の役職名	感染症医療政策課長	健康危機管理課長	事後	
令和7年6月13日	II－2⑥事務担当部署	新型コロナウイルス感染症医療政策部感染症医療政策課	健康医療部健康危機管理課	事後	
令和7年6月13日	II－3④使用部署	新型コロナウイルス感染症医療政策部感染症医療政策課	健康医療部健康危機管理課	事後	
令和7年6月13日	II－5①提供先1①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二第16の2の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26、153、154の項、第27条、第28条、第155条、第156条	事後	法改正に伴う修正
令和7年6月13日	II－5①提供先2①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二第115の2の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26、153、154の項、第27条、第28条、第155条、第156条	事後	法改正に伴う修正
令和7年6月13日	III－6リスク1リスクに対する措置の内容	番号法別表第2及び第19条第17号	番号法第19条第8号の別表14の項	事後	法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月13日	Ⅲ－6特定個人情報の保管・ 消去	ID/パスワード	ID/パスワード(又は生体認証)	事後	特定個人情報の漏えい等のリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため重要な変更該当しない
令和7年6月13日	Ⅲ－7特定個人情報の保管・ 消去におけるその他のリスク 及びそのリスクに対する措置	ID/パスワード	ID/パスワード(又は生体認証)	事後	特定個人情報の漏えい等のリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため重要な変更該当しない
令和7年6月13日	Ⅳ－1②請求方法	北九州市個人情報保護条例第17条	個人情報の保護に関する法律77条	事後	法改正に伴う修正
令和7年6月13日	Ⅳ－2①連絡先	新型コロナウイルス感染症医療政策部感染症 医療政策課	健康医療部健康危機管理課	事後	